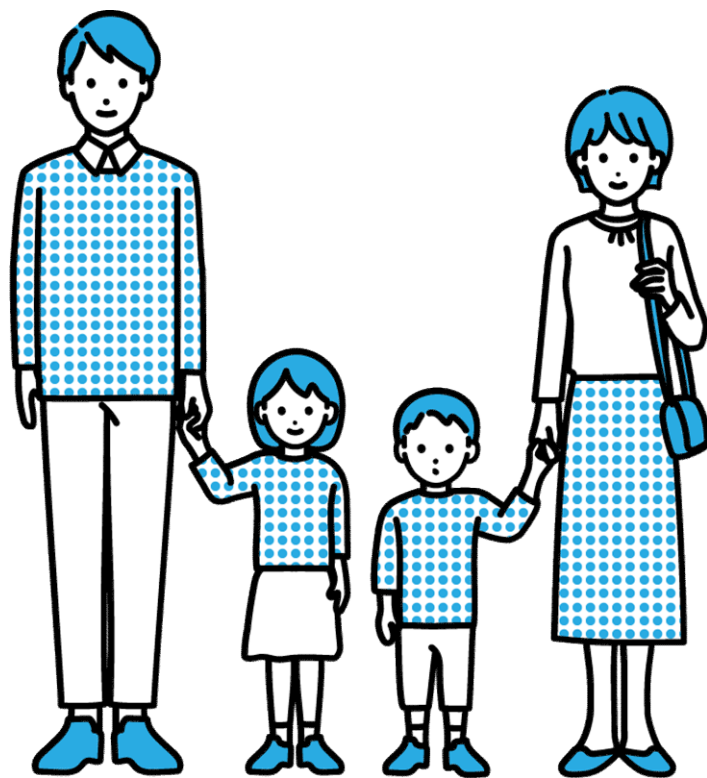


安中市でマイホームをご検討中の皆さんへ

／安中市／

マイホーム取得支援金



群馬県安中市 政策・デジタル推進課

(令和 7年 6月発行)

1. 交付対象者

次のすべての要件を満たす方が対象です。

☐ 安中市内に住宅を初めて取得した方(法人は除く。)

※令和3年1月1日以降に所有権保存登記又は所有権移転登記をしていること。

※住宅を共有で取得した場合は、共有者のうち1人に限る。

※相続、贈与、交換により取得したものを除く。

申請期限は……

定住から1年以内



☐ 本支援金の交付の申請をする日までに、当該住宅に定住し、申請後も定住を継続する意思のある方。

※定住とは、当該住宅の所在地に住民登録し、その住宅を生活の本拠としていること。

※本支援金の交付が決定した日から3年以内に転居した場合などは、本支援金の返還を求めることがあります。

☐ 市税の滞納がない方。

※共有の場合は、共有者にも市税の滞納がないこと。

☐ 過去に本支援金、安中市住まいりー奨励金又は安中市勤労者住宅建設利子補給金の交付を受けたことがない方。

☐ 暴力団員等でない方(本人を含む世帯員全員)。

★【フラット35】地域連携型について

独立行政法人住宅金融支援機構と連携！

本支援金を交付見込みの方で、住宅金融支援機構による長期固定金利ローン

【フラット35】をご利用の場合、優遇措置が受けられる場合があります。

⚠ 借入前に、金融機関への申請とは別に、市へ申請する必要がありますので、申請書及び添付書類を市政策・デジタル推進課までご提出ください。

2. 交付額

○ 基本額・・・100,000 円(上限)

※ 交付対象費用(税込)の 3%に相当する額(上限10 万円) ※千円未満切り捨て

※ 交付対象費用に含まれるもの

①住宅(建物)の取得費用 ②住宅の取得に合わせて土地を購入した際の費用

住宅(建物)の金額の3%に値する金額が、基本額10万円に満たない場合は、土地の購入費用を計上することで、基本額の増額ができます！ ※建物と同一名義人の土地に限ります。

さらに、次の要件を満たすことで、各種加算を受けることができます。

① 転入加算・・・50,000円

申請者(配偶者がいるときは、申請者又は配偶者)が、取得した住宅に定住するにあたって、市外から安中市へ転入した場合。ただし、転入した日から前 3 年間、安中市の備える住民基本台帳に記録されていない場合に限る。

② 子ども加算・・・50,000円(中学生以下の子ども一人あたり)

申請時に、申請者(配偶者がいる場合は、申請者又は配偶者)に中学生以下の子どもがいる場合。ただし、同居していない場合は、税法上の扶養控除を受けている場合に限る。

③ 空き家バンク加算・・・30,000円

取得した住宅が、安中市空き家バンク登録物件である場合。

④ 新幹線通勤加算・・・200,000円

申請時に、申請者(配偶者がいる場合は、申請者又は配偶者)が県外へ通勤のために定期券により新幹線を利用している場合。

3. 提出書類

○ 申請者全員が提出する書類

- ☐ 安中市マイホーム取得支援金交付申請書(様式第1号)
- ☐ 工事請負契約書や売買契約書など交付対象費用や[※]必要事項が分かるものの写し
※必要事項とは……建物の所在地や、契約者及び契約の相手方の住所、氏名(押印)等
- ☐ 建物(取得した住宅)の不動産登記事項証明書の写し
※建物の所有権保存登記又は所有権移転登記を行っていることがわかるもの
- ☐ 土地の不動産登記事項証明書の写し(交付対象費用に土地の購入費用を含む場合のみ)
- ☐ 安中市マイホーム取得支援金交付請求書(様式第4号)
- ☐ 通帳等の振込先口座名義、口座番号を確認することができる箇所の写し

○ 各種加算を受ける場合

☐ ①転入加算

転入した日(=取得した住宅に定住した日)から前3年間、安中市の備える住民基本台帳に登録されていないことが確認できる書類(戸籍の附票や住民票の除票など)

戸籍の附票は本籍地の市町村役場にて取得してください。婚姻などにより本籍地を変更している場合は、前本籍地にて取得する必要があります。

戸籍の附票とは?

その戸籍が作られた時点からの住所の履歴を記載したもの

住民票の除票とは?

他の市町村へ転出したことなどにより、住民登録が抹消されたもの



☐ ②子ども加算

中学生以下の子が申請者と同一の世帯にいる場合には添付書類は不要です。事情により中学生以下の子と別居している場合は、申請者(又は配偶者)と子の関係を証明できる戸籍全部事項証明書又は戸籍謄本、及び申請者が税法上の扶養控除を受けていることを証明できる書類(源泉徴収票、確定申告書の写し など)を提出してください。

その際、転入日の前3年間の住所地在籍が記載されているものが欲しいと伝えればスムーズです!



☐ ③空き家バンク加算

取得した住宅が空き家バンク登録物件であることをお申し出ください。

添付書類は不要です。



☐ ④新幹線通勤加算

就労及び新幹線通勤等証明書(様式第2号)及び新幹線定期券の写し

4. 申請期間

取得した住宅に定住を開始してから1年以内

忘れずに!



◇ 申請から交付までの流れ

申請者



安中市



交付申請

※記載例を参考に申請関係書類を提出してください。



書類確認
・審査



交付決定通知受理



交付決定



受領(指定口座へ)



入金手続き

※入金までは交付決定通知送付からおおよそ1か月程度の期間を要します。
※振込先口座は、申請者ご本人様名義の口座に限ります。

5. その他

「マイホーム取得支援金」については、交付を受けた年分の「一時所得」に該当し、その金額やご自身の収入状況により、確定申告が必要となる場合があります。（詳しくは税務署にお問い合わせください）

6. 提出先・問い合わせ先

〒379-0192

群馬県安中市安中 1-23-13(本庁舎)

安中市 企画政策部 政策・デジタル推進課 地域づくり係

TEL 027-382-1111(内線 1024・1025)

メール iju-teiju@city.annaka.lg.jp

お気軽にお問い合わせください！





安中市マイホーム取得支援金交付申請書

(宛先) 安中市長 様

提出日を記入

〇年〇月〇日

安中市マイホーム取得支援金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

申請者	氏名	安中 太郎	生年月日	昭和〇〇年〇月〇日
	住所	安中市安中〇-〇-〇〇		
電話番号		〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇		
転入日（転居日）		〇年 〇月 〇日		
配偶者氏名		安中 花子	生年月日	
転入日（転居日）		〇年 〇月 〇日		
転入日の3年前までの間に市に住民登録がない者		申請者 ・ 同居者		
住宅取得年月日		〇年 〇月 〇日		
取得原因		新築 ・ 建売 ・ 中古 ・ 空き家バンク		
住宅共有者		安中 花子		
交付申請額		300,000円	内訳	基本額
				加算額
				100,000円
				200,000円
				10,000,000円

申請者名義の住宅・土地の費用(税込)の3%(上限10万円)+加算額

申請者名義の住宅・土地の費用(税込)を記入

世帯員

続柄	氏名	生年月日	勤務先・学校・業種等
世帯主	安中 太郎	昭和〇〇年〇月〇日	〇〇商事(株)
妻	安中 花子	昭和〇〇年〇月〇日	〇〇社(パート勤務)
子	安中 元気	平成〇〇年〇月〇日	〇〇中学校3年
子	安中 みどり	平成〇〇年〇月〇日	〇〇小学校5年

申請者を含め、世帯員全員をご記入ください。同居していない家族がいる場合は、事前にご相談ください。



誓約書及び同意書

私は、安中市マイホーム取得支援金交付要綱の規定に基づき、市内に初めて取得した住宅に世帯員とともに定住することを誓約します。また、全ての世帯員が支援金の交付決定日から3年を経過する前に居住することをやめた場合のほか、安中市補助金等交付規則第14条第3項に該当した場合には、交付決定が取り消されること及び支援金を返還しなければならないことについて承諾します。

また、支援金の交付決定に必要な情報、市税の納付状況、その他の関係資料を提出し、又は閲覧することに同意します。

内容をご確認いただき、ご記名・押印をお願いします。

申請者 住所 **安中市安中〇-〇-〇〇**

氏名 **安中 太郎**

共有者 住所 **安中市安中〇-〇-〇〇**

氏名 **安中 花子**



■又は✓

加算要件（該当する「□」にチェックしてください）

加算	要件	加算額
■転入加算	申請者（申請者に配偶者がいるときは、申請者又は配偶者）が本市へ転入した者であって、当該転入をした日までの3年間に本市が備える住民基本台帳に記録されたことがないこと。	5万円
■子ども加算	申請時において、申請者（申請者に配偶者がいるときは、申請者又は配偶者）に中学生以下の子（当該子が申請者と同居していない場合にあっては、所得税法等の規定により申請者の控除対象扶養親族となっているものに限る。）がいること。	5万円 1人当たり
■空き家バンク加算	取得した住宅が、安中市空家等バンク設置運営要綱に基づく登録空家等であること。（空き家バンク登録番号 <u>〇〇</u> ）	3万円
■新幹線通勤加算	申請時において、申請者（申請者に配偶者がいるときは、申請者又は配偶者）が県外に通勤するために定期券により新幹線を利用していること。	20万円

基本額の算出に必要な交付対象費用に、申請者名義の土地の購入費用を含める場合に提出してください。

添付書類（該当する「□」にチェックしてください。）

■工事請負契約書又は売買契約書等、交付対象費用の明細書

■建物の不動産登記事項証明書の写し

■土地の不動産登記事項証明書の写し（交付対象費用に土地の取得費用が含まれる場合に限る。）

■転入加算：戸籍の附票等、転入加算の要件に該当することが分かる書類

□子ども加算：申請者又はその配偶者と子の関係を証明できる戸籍全部事項証明書又は戸籍謄本（申請者と同一世帯の場合は、省略することができる。）

■新幹線通勤加算：「就労及び新幹線通勤等証明書（様式第2号）」及び新幹線通勤定期券の写し等

子ども加算：この【記載例】の家族の場合、対象となる子が同居しているため、添付書類は不要。

就労状況・通勤方法

氏名（被雇用者等）	安中 太郎	申請者との関係	本人・配偶者
勤務先	（所在地） 東京都千代田区丸の内〇-〇-〇		
	（事業所名） 〇〇商事（株）		
	（電話番号） 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇		
就労年月日	H10年 4月 1日から 年 月 日まで（終期がある場合）		
就労時間	9時00分から18時00分まで		
通勤経路	安中榛名駅 ～ 東京駅（新幹線）		

上記のとおり証明します。

〇年 〇月 〇日

所在地 東京都千代田区丸の内〇-〇-〇
事業所名 〇〇商事（株）
代表者名 代表取締役社長 〇〇〇〇
担当者名 総務部総務課人事担当 〇〇〇〇
電話番号 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇（内線〇〇〇）



勤務先のご担当者様に作成していただく（日付は書類作成日）。

【ご担当者様】

この証明書は、安中市マイホーム取得支援金の新幹線通勤加算を証明するために必要となる書類です。記載内容について、電話等により照会させていただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。

―――
《新幹線通勤加算申請》申請者をご記入ください

定期券有効期間	〇年 〇月 〇日から 〇年 〇月 〇日まで
新幹線利用区間	安中榛名 駅 ～ 東京 駅

上記のとおり新幹線通勤をしていますので、定期券の写し等を添えて新幹線通勤加算を申請します。

〇年 〇月 〇日

提出日を記入

安中 太郎 （申請者）

新幹線通勤をしている方の記名

安中市マイホーム取得支援金交付請求書

年 月 日

（宛先）安中市長 様

申請者 住所 安中市安中〇-〇-〇〇

氏名 安中 太郎



安中市マイホーム取得支援金の交付を受けたいので、次のとおり請求します。

1. 請求額 300,000 円

交付決定後に記入

2. 振込先（申請者本人名義の口座に限ります。）

金融機関名	〇〇銀行
支店名	〇〇支店
預金種別	普通
口座番号	〇〇〇〇〇〇〇
ふりがな	あんなか たろう
口座名義	安中 太郎

3. 添付書類

通帳のコピー等を添付

通帳等の口座名義人及び口座番号を確認することができる箇所の写し

○安中市マイホーム取得支援金交付要綱

令和5年6月2日
安中市告示第104号

(趣旨)

- 第1条 この告示は、安中市への移住を促進し、定住人口の増加による地域の活性化を図るとともに、子どもの輝く未来を応援するため、市内に住宅を初めて取得した上で定住する者に対し、予算の範囲内において安中市マイホーム取得支援金（以下「支援金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。
- 2 支援金の交付に関しては、この告示に定めるもののほか、安中市補助金等交付規則（平成18年安中市規則第44号）に定めるところによる。

(定義)

- 第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 台所、便所、浴室及び居室を備え、利用上独立性を有するもので、専ら所有者が自己の居住の用に供するための建築物（併用住宅で延べ床面積の2分の1以上を居住の用に供しているものを含む。）をいう。
- (2) 定住 市内に住宅を所有し、生活の本拠として当該住宅に居住し、かつ当該住宅の所在地が住所地として住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により本市が備える住民基本台帳に記録されていることをいう。
- (3) 取得 請負契約又は売買契約により住宅を新築又は購入（相続、贈与及び交換によるものを除く。）し、建物の所有権保存登記又は所有権移転登記を行い、当該住宅の引き渡しを受けることをいう。

(交付対象者)

- 第3条 支援金の交付の対象となる者（以下この条及び第6条第1項において「交付対象者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たす個人とする。

- (1) 令和3年1月1日以降に市内の住宅を取得し、かつ、当該住宅を取得する前に市内の他の住宅を取得したことがない者（住宅が共有で取得された場合は、共有者のうちの1人に限る。）であること。
- (2) 第6条の申請をする日までに前号の住宅への定住を開始し、当該申請後も定住を継続する意思のある者であること。
- (3) 支援金の申請日において市税の滞納がない者（第1号の住宅を共有で取得している場合は、他の共有者についても同様である者に限る。）であること。
- (4) 支援金、安中市住まいりー奨励金交付要綱（令和2年安中市告示第117号）による奨励金又は安中市勤労者住宅建設利子補給条例（平成18年安中市条例第166号）による利子補給金の交付を受けたことがない者であること。

(5) 安中市暴力団排除条例（平成24年安中市条例第26号）第2条第3号に規定する暴力団員等でない者（属する世帯の全ての世帯員についても同様である者に限る。）であること。

（交付対象費用）

第4条 支援金の交付の対象となる費用（以下「交付対象費用」という。）は、住宅の取得費用（消費税及び地方消費税に相当する額を含む。）とし、交付対象者が所有する土地に限り、住宅が所在する土地の購入に要する費用を含めることができる。

（交付額）

第5条 支援金の額は、次に掲げる額の合計額とする。

(1) 交付対象費用の3%に相当する額又は10万円のいずれか少ない額で、1,000円未満の端数を切り捨てた額

(2) 別表に掲げる加算ごとの要件に該当するものの加算額を合算した額

（交付の申請）

第6条 支援金の交付の申請をしようとする者（交付対象者である者に限る。以下「申請者」という。）は、マイホーム取得支援金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

(1) 工事請負契約書又は売買契約書その他の交付対象費用が分かるものの写し

(2) 建物の不動産登記事項証明書の写し

(3) 土地の不動産登記事項証明書の写し（交付対象費用に土地の購入に要する費用が含まれる場合に限る。）

(4) その他市長が必要と認める書類

2 前項の場合において、別表に掲げる加算のうち次の各号に掲げるものを受けようとする申請者は、前項の書類に加え、当該各号に定める書類を市長に提出しなければならない。ただし、第2号については、中学生以下の子が同一世帯にいる場合は、この限りではない。

(1) 転入加算 戸籍の附票その他の別表の転入加算の要件に該当することが分かる書類

(2) 子ども加算 申請者又はその配偶者（戸籍上の婚姻関係がある者に限る。以下同じ。）と子の関係を証明できる戸籍全部事項証明書又は戸籍謄本

(3) 新幹線通勤加算 就労及び新幹線通勤等証明書（様式第2号）及び新幹線定期券の写し

（申請期間）

第7条 前条の申請ができる期間は、申請者が定住を開始した日から起算して1年以内とする。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。

(交付決定)

第8条 市長は、第6条の申請があったときは、これを審査し、適当と認める場合には支援金の交付決定を、その他の場合には支援金の不交付の決定をする。

2 市長は、前項の決定をしたときは、マイホーム取得支援金交付（不交付）決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(支援金の請求及び交付)

第9条 申請者は、支援金の交付決定を受けたときは、マイホーム取得支援金交付請求書（様式第4号）に必要書類を添えて市長に提出するものとする。

2 市長は、前項に規定する提出を受けたときは、当該申請者に支援金を交付するものとする。

(交付決定の取消し及び返還)

第10条 市長は、支援金の交付を受けた者について定期的に調査を行い、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、交付決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した支援金を返還させることができる。ただし、当該者が就労、転勤、進学、災害、病気等においてやむを得ない事情があるものとして市長が認める場合には、この限りではない。

(1) 申請者が属する世帯の全ての世帯員が、第8条の交付決定を受けた日から3年を経過するまでに当該住宅に居住しなくなったとき。

(2) 支援金の申請の内容に虚偽があるとき。

2 市長は、前項の規定により支援金の交付決定を取り消したときは、マイホーム取得支援金交付決定取消通知書（様式第5号）により通知するものとする。この場合において、支援金の返還をさせるときは、マイホーム取得支援金返還命令書（様式第6号）により通知するものとする。

(支援金の返還額)

第11条 前条第1項第1号に該当する者に支援金を返還させる場合の返還額は、同号に該当することとなった日について次の各号に掲げる区分に応じて当該各号に定める額（1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てた額）とする。

(1) 交付決定を受けた日から1年以内の日 支援金の全額

(2) 交付決定を受けた日から1年を超え2年以内の日 支援金の3分の2の額

(3) 交付決定を受けた日から2年を超え3年以内の日 支援金の3分の1の額

2 前条第1項第2号に該当する者に支援金を返還させる場合の返還額は、支援金の全額とする。

(その他)

第12条 この告示に定めるもののほか、支援金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則
(施行期日)

1 この告示は、令和5年7月1日から施行する。

(検討)

2 この告示の規定については、この告示の施行後5年を目途として、この告示の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、必要があると認められるときは、その結果に基づいて所要の措置が講ぜられるものとする。

附 則 (令和7年6月10日告示第95号)

この告示は、公布の日から施行する。

別表 (第5条、第6条関係)

加算	要件	加算額
転入加算	申請者（申請者に配偶者がいるときは、申請者又は配偶者）が本市へ転入（住民基本台帳法第22条第1項に規定する転入によって定住を開始することをいう。）した者であって、当該転入をした日までの3年間に本市が備える住民基本台帳に記録されたことがないこと。	5万円
子ども加算	申請時において、申請者（申請者に配偶者がいるときは、申請者又は配偶者）に中学生以下の子（当該子が申請者と同居していない場合にあつては、所得税法（昭和40年法律第33号）又は地方税法（昭和25年法律第226号）の規定により申請者の控除対象扶養親族となっているものに限る。）がいること。	子ども一人当たり 5万円
空き家バンク加算	取得した住宅が、安中市空家等バンク設置運営要綱（平成29年安中市告示第81号）に基づく登録空家等であること。	3万円
新幹線通勤加算	申請時において、申請者（申請者に配偶者がいるときは、申請者又は配偶者）が県外に通勤するために定期券により新幹線を利用していること。	20万円

様式第 1 号（第 6 条関係）

マイホーム取得支援金交付申請書

年 月 日

（宛先）安中市長 様

安中市マイホーム取得支援金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

申請者	氏名		生年月日	年 月 日		
	住所					
電話番号						
転入日（転居日）		年 月 日				
配偶者氏名			生年月日	年 月 日		
転入日（転居日）		年 月 日				
転入日の 3 年前までの間に市に住民登録がない者			申請者 ・ 配偶者			
住宅取得年月日		年 月 日				
取得原因		新築 ・ 建売 ・ 中古 ・ 空き家バンク				
住宅共有者						
交付申請額		円	内訳	基本額	円	
				加算額	円	
交付対象費用		円				

世帯員

続柄	氏名	生年月日	勤務先・学校・業種等
世帯主			

誓約書及び同意書

私は、安中市マイホーム取得支援金交付要綱の規定に基づき、市内に初めて取得した住宅に世帯員とともに定住することを誓約します。また、全ての世帯員が支援金の交付決定日から3年を経過する前に居住することをやめた場合のほか、安中市補助金等交付規則第14条第3号に該当した場合には、交付決定が取り消されること及び支援金を返還しなければならないことについて承諾します。

また、支援金の交付決定に必要な情報（住民登録情報、固定資産税課税台帳に記載される情報、市税の納付状況その他の関係資料等）について、市が調査し、照会し、又は閲覧することに同意します。

申請者	住所	氏名	㊞
共有者	住所	氏名	㊞

加算要件（該当する「□」にチェックしてください。）

加算	要件	加算額
☐ 転入加算	申請者（申請者に配偶者がいるときは、申請者又は配偶者）が本市へ転入した者であって、当該転入をした日までの3年間に本市が備える住民基本台帳に記録されたことがないこと。	5万円
☐ 子ども加算	申請時において、申請者（申請者に配偶者がいるときは、申請者又は配偶者）に中学生以下の子（当該子が申請者と同居していない場合にあつては、所得税法等の規定により申請者の控除対象扶養親族となっているものに限る。）がいること。	子ども一人 当たり5万円
☐ 空き家バンク加算	取得した住宅が、安中市空家等バンク設置運営要綱に基づく登録空家等であること。（空き家バンク登録番号_____）	3万円
☐ 新幹線通勤加算	申請時において、申請者（申請者に配偶者がいるときは、申請者又は配偶者）が <u>県外に通勤するため</u> に定期券により新幹線を利用していること。	20万円

添付書類（該当する「□」にチェックしてください。）

- ☐工事請負契約書又は売買契約書等、交付対象費用が分かるものの写し
- ☐建物の不動産登記事項証明書の写し
- ☐土地の不動産登記事項証明書の写し（交付対象費用に土地の取得費用が含まれる場合に限る。）
- ☐転入加算：戸籍の附票等、転入加算の要件に該当することが分かる書類
- ☐子ども加算：申請者又はその配偶者と子の関係を証明できる戸籍全部事項証明書又は戸籍謄本（申請者と同一世帯の場合は、省略することができます。）
- ☐新幹線通勤加算：「就労及び新幹線通勤等証明書（様式第2号）」及び新幹線定期券の写し
- ☐その他（ ）

様式第 2 号（第 6 条関係）

就労及び新幹線通勤等証明書

就労状況・通勤方法

氏名（被雇用者等）		申請者との関係	本人・配偶者
勤務先	(所在地)		
	(事業所名)		
	(電話番号)		
就労年月日	年 月 日から 年 月 日まで（終期がある場合）		
就労時間	時 分から 時 分まで		
通勤経路			

上記のとおり証明します。

年 月 日

所在地

事業所名

代表者名

担当者名

電話番号



【ご担当者様】

この証明書は、安中市マイホーム取得支援金の新幹線通勤加算を証明するために必要となる書類です。記載内容について、電話等により照会させていただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。

《新幹線通勤加算申請》申請者をご記入ください。

定期券有効期間	年 月 日から 年 月 日まで
新幹線利用区間	駅 ～ 駅

上記のとおり新幹線通勤をしていますので、定期券の写しを添えて新幹線通勤加算を申請します。

年 月 日

（申請者）

様式第4号（第9条関係）

マイホーム取得支援金交付請求書

年 月 日

安中市長 様

申請者 住所
氏名

印

安中市マイホーム取得支援金の交付を受けたいので、次のとおり請求します。

1. 請 求 額 _____ 円

2. 振込先（申請者本人名義の口座に限ります。）

金融機関名	
支 店 名	
預 金 種 別	普通
口 座 番 号	
ふ り が な	
口 座 名 義	

3. 添付書類

通帳等の口座名義人及び口座番号を確認することができる箇所の写し